

大阪市規則第130号

職員の給与に関する条例別表第1備考(2)及び(3)、別表第2ア備考(4)、別表第2イ備考(3)及び(4)並びに別表第6備考(2)の職員等を定める規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例別表第1備考(2)及び(3)、別表第2ア備考(4)、別表第2イ備考(3)及び(4)並びに別表第6備考(2)の職員等を定める規則（平成21年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(条例別表第2ア備考(4)の市規則で定める職員等) 第3条 〔略〕 2 条例別表第2ア備考(4)の市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、条例第4条第1項第2号アに掲げる教育職給料表(1)（以下「教育職給料表(1)」という。）の2級9号給から20号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が0である職員 <u>257,000円</u> (2) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(1)の2級13号給から21号給までのいず	(条例別表第2ア備考(4)の市規則で定める職員等) 第3条 〔同左〕 2 〔同左〕 (1) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、条例第4条第1項第2号アに掲げる教育職給料表(1)（以下「教育職給料表(1)」という。）の2級9号給から20号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が0である職員 <u>233,200円</u> (2) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(1)の2級13号給から21号給までのいず

れかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が1である職員 259,800円

(3) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(1)の2級17号給から22号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が2である職員 262,800円

(4) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(1)の2級21号給から23号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が3である職員 265,500円

[(5) 略]

(条例別表第2イ備考(3)の市規則で定める職員等)

第4条 [略]

2 条例別表第2イ備考(3)の市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

れかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が1である職員 236,000円

(3) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(1)の2級17号給から22号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が2である職員 239,000円

(4) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(1)の2級21号給から23号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が3である職員 241,700円

[(5) 同左]

(条例別表第2イ備考(3)の市規則で定める職員等)

第4条 [同左]

2 [同左]

(1) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、条例第4条第1項第2号イに掲げる教育職給料表(2) (以下「教育職給料表(2)」という。)の2級7号給から18号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)が0である職員 236,300円

(2) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の2級11号給から19号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)が1である職員 237,900円

(3) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の2級15号給から20号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)が2である職員 239,800円

(4) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料

(1) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、条例第4条第1項第2号イに掲げる教育職給料表(2) (以下「教育職給料表(2)」という。)の2級7号給から18号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)が0である職員 212,500円

(2) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の2級11号給から19号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)が1である職員 214,100円

(3) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の2級15号給から20号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)が2である職員 216,000円

(4) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料

表(2)の2級19号給から21号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が3である職員 241,900円

〔(5) 略〕

(条例別表第2イ備考(4)の市規則で定める職員等)

第5条 〔略〕

2 条例別表第2イ備考(4)の市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の2級17号給から28号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が0である職員 256,800円

(2) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の2級21号給から29号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が0である職員 256,800円

表(2)の2級19号給から21号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が3である職員 218,100円

〔(5) 同左〕

(条例別表第2イ備考(4)の市規則で定める職員等)

第5条 〔同左〕

2 〔同左〕

(1) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の2級17号給から28号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が0である職員 233,000円

(2) 新たに職員となった日から起算して4年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の2級21号給から29号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）が0である職員 233,000円

てた数) が 1 である職員 <u>259,400円</u> (3) 新たに職員となった日から起算して 4 年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の 2 級25号給から30号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を 4 で除して得た数 (1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) が 2 である職員 <u>262,400円</u> (4) 新たに職員となった日から起算して 4 年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の 2 級29号給から31号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を 4 で除して得た数 (1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) が 3 である職員 <u>264,900円</u> [(5) 略]	てた数) が 1 である職員 <u>235,600円</u> (3) 新たに職員となった日から起算して 4 年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の 2 級25号給から30号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を 4 で除して得た数 (1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) が 2 である職員 <u>238,600円</u> (4) 新たに職員となった日から起算して 4 年を経過しない者であって、教育職給料表(2)の 2 級29号給から31号給までのいずれかを受ける職員であり、かつ、その者が受ける号給の号数からその者が新たに職員となった日に受けていた号給の号数を減じて得た数を 4 で除して得た数 (1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) が 3 である職員 <u>241,300円</u> [(5) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の給与に関する条例別表第 1 備考(2)及び(3)、別表第 2 ア備考(4)、別表第 2 イ備考(3)及び(4)並びに別表第 6 備考(2)の職員等を定める規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 6 年11月29日揭示済)